

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省）

<p>制 度 名</p>	<p>経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却</p>				
<p>税 目</p>	<p>所得税（租税特別措置法第 13 条の 3） 法人税（租税特別措置法第 46 条、第 68 条の 30）</p>				
<p>要望の内容</p>	<p>沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者（以下、「計画承認事業者」）で、同法の指定業種のうちその計画に係るものを主として営む個人もしくは法人が有する機械装置及び工場用建物等について、5年間27%の割増償却を認める措置について、割増償却対象物を拡充（構築物を追加）した上で5年間延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 999 1489 1149"> <tr> <td data-bbox="874 999 1220 1149"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1220 999 1489 1149"> <p>▲ 49 百万円 （－百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲ 49 百万円 （－百万円）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲ 49 百万円 （－百万円）</p>				
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営基盤の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 沖縄県においては、事業活動の相当部分が中小企業によって行われ、競争条件、原材料の供給事情等当該業種に係る経済的環境の著しい変化を受けて厳しい経営状況にある業種が認められるが、こうした業種においてはその担い手である中小企業に近代的な装置・設備の導入を促進し、生産性の向上等を図ることが重要な課題となっている。これらの中小企業者においては、やる気と能力がありながら設備投資負担の為の対応が困難であるといった事態が生じていることから、設備負担を軽減する支援措置を講じることが必要である。</p> <p>特に、現在対象業種の指定を受けている中小砂糖製造業は、台風常襲地帯である沖縄県の基幹産業で、離島の経済を支えるさとうきび栽培と不可分の産業であるが、原材料であるさとうきびの供給事情等外的変化を受けやすく厳しい経営状況にあり、近代的な装置、設備の導入による生産性の向上を図り、その経営基盤を強化することは沖縄県の持続的発展を行う上で必要不可欠である。</p>				

今回の要望に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 ③ 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営の効率化を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（5 年間）
	同上の期間中の達成目標	近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営の効率化を図る
有効性	政策目標の達成状況	<p>計画承認事業者合計で年平均 10.9 億円程度の設備投資を実施、割増償却実施額にして 150～170 百万円の利用実績があり、経営基盤強化計画の承認を受けている砂糖製造業者 7 社は、本制度を活用し積極的に設備投資を行いながら経営の改善を図っている。</p> <p>しかしながら、市街化等による原料栽培面積の減少、生産農家の高齢化など砂糖製造業を取り巻く現状は依然として厳しく、引き続き経営合理化と生産性向上を図る必要がある。</p>
	要望の措置の適用見込み	今後の設備投資計画に基づくと、平成 24 年～平成 28 年の 5 年間で約 919 百万円の割増償却が見込まれている。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は、サトウキビ圧搾能力の低下やボイラーの熱効率の低下、部品交換等修繕費の増大、機械故障による工場停止リスクの増大につながり、歩留りの低下や製造経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要である。</p> <p>計画承認企業の今後の施設整備計画によると、毎年、年間 10～15 億円程度の設備投資が見込まれているが、本措置の適用に</p>

		<p>より施設の導入における計画承認事業者の負担が軽減される。</p> <p>これにより、設備投資が円滑に実施され、省エネルギーによる製造コストの削減や品質向上等が図られ、砂糖製造業の経営基盤の強化に資する。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄糖業振興対策費のうち分蜜糖製造合理化対策事業 H23 予算額：780百万円 ・ 沖縄振興開発金融公庫の融資
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>内閣府の沖縄糖業振興対策費により施設整備に対して助成を実施しているが、対象は省エネルギー化のための施設等に限定されている。</p> <p>他の支援措置としては沖縄振興開発金融公庫の融資制度があるが、これは自己資金では設備投資資金の確保が難しい事業者に対する支援であるのに対し、本措置は設備投資後の事業者の負担を減らすためのものであり、役割が異なる。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は、さとうきび圧搾能力の低下やボイラーの熱効率の低下、部品交換等修繕費の増大、機械故障による工場停止リスクの増大につながり、歩留まりの低下や製造経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要である。</p> <p>加えて、糖分の沈殿を行う連続沈殿槽や、ボイラーの負荷を一定に保つスチームアキュムレーター、水分を蒸発させ糖液濃度を高める効用缶等の性能の向上、製造ラインの自動化等を図ることで、製品歩留まり工場や製造の省エネ化、低コスト化が実現し、砂糖製造コストの低減が図られる。</p> <p>以上により、租税特別措置により継続的な設備投資を促すことは、砂糖製造業の経営基盤の強化に寄与するものである。</p> <p>また、沖縄振興特別措置法による経営基盤強化計画の承認が前提となった措置であり、当該計画により政策目的である経営基盤強化を図る中小企業者に対するインセンティブを与える制度となっている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【法人税】 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	適用件数	7	7	7	7	減税額	46	47	38	51
	年度	H19	H20	H21	H22												
	適用件数	7	7	7	7												
	減税額	46	47	38	51												
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置を活用することにより、設備の近代化等に向けた投資が円滑に行われ、省エネルギーの推進や製品歩留まりの向上によるコスト低減や排水対策等の環境対応が促進されることにより、中小砂糖製造業者の経営基盤の強化が図られる。</p>																
前回要望時の達成目標	<p>設備の償却を早め、沖縄中小砂糖製造業者の経営基盤を強化し、沖縄の経済の振興を図る。</p>																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本特例措置を活用することにより、設備の近代化等に向けた投資が実施されていることから、本特例措置は計画承認事業者の経営基盤の強化に大きな役割を果たしていると考えられるが、市街化等による原料栽培面積の減少、生産農家の高齢化など砂糖製造業を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により沖縄県の中小砂糖製造業者の経営基盤強化を図る必要がある。</p>																
これまでの要望経緯	<p>平成 14 年度に創設。平成 19 年度に平成 23 年度末までの 5 年間延長。</p>																